

## 令和6年度版 60歳以後の年金額調整のしくみ 【追補】

雇用保険の基本日額等が令和6年8月1日から変更されたことに伴い、該当部分が下線のように変更されました。

### ●6頁「賃金の減少を補う雇用保険の「高年齢雇用継続給付」

ただし、賃金月額が支給限度額（376,750円\*<sup>2</sup>）以上の人は受けられません。

\*2 令和7年7月までの金額です（毎年8月に見直されます）。

### ●7頁「●基本手当日額（基本手当は、退職前の賃金に基づいて1日単位で計算される）」

\*賃金日額、基本手当日額には年齢に応じて上限があります。退職時の年齢が60～64歳の場合、賃金日額が16,490円、基本手当日額が7,420円です（令和6年8月から令和7年7月までの金額）。

### 賃金日額に応じた率

賃金日額 給付率	<u>2,869</u> 円以上 <u>5,200</u> 円未満	<u>5,200</u> 円以上 <u>11,490</u> 円以下	<u>11,490</u> 円超 <u>12,790</u> 円以下	<u>12,790</u> 円超
60歳未満	80%	80%～50%		50%
60歳以上 65歳未満		80%～45%	45%	